

三重県地域公共交通計画（一部改正）新旧対照表

改正後	改正前
(略) 第Ⅴ章 地域公共交通特定事業に関する施策 77	(略) 第Ⅴ章 地域公共交通特定事業に関する施策 77

三重県地域公共交通計画（一部改正）新旧対照表

改正後

1. 地域公共交通利便増進実施計画

(1) 地域公共交通利便増進実施計画の策定

地域公共交通利便増進実施計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域公共交通計画を実現するための実施計画に位置づけられています。地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である地域公共交通利便増進実施計画を作成することができます。このため、本計画において、地域公共交通利便増進事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域公共交通利便増進実施計画を策定します。

利便増進事業の事業内容は法第2条第13号で規定されており、国土交通省が公表している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き詳細編第4版（令和5年10月）」においては以下のとおり整理されています。

利便増進事業として位置付けることができる事業

- イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- (1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
 - (2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この（2）において同じ。）への転換
 - (i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換
 - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換
 - (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
- ロ 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- ① 運賃又は料金の設定
 - ② 運行回数又は運行時刻の設定
 - ③ 共通乗車船券の発行
- ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う以下の事業
- ①乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善

改正前

1. 地域公共交通利便増進実施計画

(1) 地域公共交通利便増進実施計画の策定

地域公共交通利便増進実施計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域公共交通計画を実現するための実施計画に位置づけられています。地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である地域公共交通利便増進実施計画を作成することができます。このため、本計画において、地域公共交通利便増進事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域公共交通利便増進実施計画を策定します。

利便増進事業の事業内容は法第2条第13号で規定されており、国土交通省が公表している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き詳細編第4版（令和5年10月）」においては以下のとおり整理されています。

利便増進事業として位置付けることができる事業

- イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- (1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
 - (2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この（2）において同じ。）への転換
 - (i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換
 - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換
 - (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
- ロ 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- ① 運賃又は料金の設定
 - ② 運行回数又は運行時刻の設定
 - ③ 共通乗車船券の発行
- ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う以下の事業
- ①乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善

三重県地域公共交通計画（一部改正）新旧対照表

改 正 後

- ②交通結節施設における乗降場の改善
- ③乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ＩＣカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦①から⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

（２）地域公共交通利便増進事業に関する施策

三重県地域公共交通計画の施策を踏まえ、以下の取組を地域公共交通利便増進事業として位置づけます。関係する実施主体で協議し、具体的な内容が合意されたものについて地域公共交通利便増進実施計画を策定することとします。

【利便増進事業として位置付ける取組】

実施地域	実施する事業	地域公共交通計画施策との関連	分類
東紀州地域	1. 地域間幹線系統（島勝線・尾鷲長島線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ（１）
	2. 地域間幹線系統（熊野新宮（Ａ）線、熊野新宮（Ｂ）線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ（１）
	3. 島勝線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	4. 大又線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	5. 熊野新宮線の運行ルート変更	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	6. 海山バスセンターの整備	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ②
	7. 通し運賃の適用	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ロ①
	8. 時刻表の作成	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ③

改 正 前

- ②交通結節施設における乗降場の改善
- ③乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ＩＣカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦①から⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

（２）地域公共交通利便増進事業に関する施策

三重県地域公共交通計画の施策を踏まえ、以下の取組を地域公共交通利便増進事業として位置づけます。関係する実施主体で協議し、具体的な内容が合意されたものについて地域公共交通利便増進実施計画を策定することとします。

【利便増進事業として位置付ける取組】

実施地域	実施する事業	地域公共交通計画施策との関連	分類
東紀州地域	1. 地域間幹線系統（島勝線・尾鷲長島線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ（１）
	2. 地域間幹線系統（熊野新宮（Ａ）線、熊野新宮（Ｂ）線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ（１）
	3. 島勝線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	4. 大又線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	5. 熊野新宮線の運行ルート変更	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ（１）
	6. 海山バスセンターの整備	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ②
	7. 通し運賃の適用	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ロ①
	8. 時刻表の作成	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ③

三重県地域公共交通計画（一部改正）新旧対照表

改 正 後

改 正 前

2. 地域旅客運送サービス継続実施計画

（1）地域旅客運送サービス継続実施計画の策定

地域旅客運送サービス継続実施計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域公共交通計画を実現するための実施計画に位置づけられています。地域公共交通計画において地域旅客運送サービス継続事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である地域旅客運送サービス継続実施計画を作成することができます。伊賀地域においては、令和7年1月、運行を確保・維持する必要がある地域間幹線バスとして位置付けている阿波線・玉滝線について、運行事業者から運行継続困難との申し出がありました。しかしながら、当該地域間幹線バス2路線は、旧市町村の生活圏を越えた通学をはじめとした広域的な移動を担っており、代替交通手段の検討・確保が無い中での運行廃止は、当県の地域公共交通計画の基本方針2「広域交通ネットワークの構築・活性化」中2-2「地域間幹線バスの維持・確保」をはじめとした各施策が実現できなくなるとともに、現に当該2路線の利用者にとっては大きな影響をもたらすことが懸念されます。よって、当面の代替交通の確保とともに、当該地域における将来を見据えた持続可能な交通のあり方を検討するため、本計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域旅客運送サービス継続実施計画を策定します。

（2）地域旅客運送サービス継続事業に関する施策

三重県地域公共交通計画の施策を踏まえ、以下の取組を地域旅客運送サービス継続事業として位置づけます。関係する実施主体で協議し、具体的な内容が合意されたものについて地域旅客運送サービス継続実施計画を策定することとします。

【地域旅客運送サービス継続事業として位置付ける取組】

実施地域	実施する事業	地域公共交通計画施策との関連	項目
伊賀地域	1. 事業者撤退に係る阿波線における代替運行の実施	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	民間バス路線による継続
	2. 事業者撤退に係る玉滝(B)線における代替運行の実施	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	民間バス路線による継続

（新設）

三重県地域公共交通計画（一部改正）新旧対照表

改正後	改正前
(略) 三重県地域公共交通計画 令和6年3月 <u>令和7年3月改正</u> 三重県地域連携・交通部 101	(略) 三重県地域公共交通計画 令和6年3月 三重県地域連携・交通部 100